第99　法人単位財務諸表の体系及び様式

1　法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。(注69)

［(1)～(5)　略］

［2　略］

＜注69＞［略］

第100　法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

［(1)～(3)　略］

(4)　法人単位行政サービス実施コスト計算書については、勘定相互間の取引に係る費用と収益とを相殺消去し、申請等関係事務処理法人としての行政サービス実施コストを表示しなければならない。(注70)

＜注70＞［略］

第101　共通経費等配賦の原則

［1　略］

2　各勘定に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦しなければならない。また、配賦基準は、毎期継続して適用する必要があり、みだりに変更してはならない。なお、配賦基準を変更した場合は、その内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。(注71)

＜注71＞［略］

第102　財務諸表の開示方法等

［1～3　略］

4　法人単位財務諸表には、「第77　附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注72)

［(1)～(5)　略］

＜注72＞［略］

第103　設立団体が二以上である地方独立行政法人における区分経理の原則

法第123条第2項に基づく設立団体の協議により、法第34条及び第35条第1項に規定する設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立団体が二以上である地方独立行政法人においては、第98、第99、第100、第101及び第102並びに注解69、70、71及び72に準じて会計処理並びに注記を行う。

第104　［略］

第105　［略］

第106　設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第105により出資等に係る不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解66に準じて注記を行う。

第107　重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る法第8条第2項の議決が行われた場合には、重要な後発事象として第104又は第106に準じて注記を行う。

第99　法人単位財務諸表の体系及び様式

1　法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。(注68)

［(1)～(5)　同左］

［2　同左］

＜注68＞［同左］

第100　法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

［(1)～(3)　同左］

(4)　法人単位行政サービス実施コスト計算書については、勘定相互間の取引に係る費用と収益とを相殺消去し、申請等関係事務処理法人としての行政サービス実施コストを表示しなければならない。(注69)

＜注69＞［同左］

第101　共通経費等配賦の原則

［1　同左］

2　各勘定に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦しなければならない。また、配賦基準は、毎期継続して適用する必要があり、みだりに変更してはならない。なお、配賦基準を変更した場合は、その内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。(注70)

＜注70＞［同左］

第102　財務諸表の開示方法等

［1～3　同左］

4　法人単位財務諸表には、「第77　附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注71)

［(1)～(5)　同左］

＜注71＞［同左］

［新設］

第103　［同左］

第104　［同左］

第105　設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第104により出資等に係る不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解65に準じて注記を行う。

第106　重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る法第8条第2項の議決が行われた場合には、重要な後発事象として第103又は第105に準じて注記を行う。